

## 道路交通法等の一部改正に伴う交通警察の運営について

昭和60年7月20日付け警察庁丙交企発第44号、丙交指発第23号、丙規発第19号、丙高速発第9号、丙運発第7号  
警察庁交通局長から各管区警察局長、警視總監、各道府県本部長、各方面本部長あて

### (概要)

道路交通法の一部を改正する法律(昭和60年法律第87号)、道路交通法施行令の一部を改正する政令(昭和60年政令第219号)等の細部に関する留意事項について通達するもの。

その概要は、

- 1 原動機付自転車の交差点における右折方法の特例関係
- 2 違法駐車に対する措置及び違法工作物の除去等に要した費用の徴収関係
- 3 騒音運転等関係
- 4 座席ベルトの装着義務関係
- 5 乗車用ヘルメットの着用義務関係
- 6 自動二輪車の初心運転者の二人乗り禁止関係
- 7 初心運転者の受講義務関係
- 8 手数料規定関係
- 9 期間の特例関係

等である。